

平成 27 年～平成 31 年度

# 筑北村

## 子ども・子育て支援事業計画

### 概要版



**育もう筑北で・健やかな子どもは村の宝**  
**～みんなで応援 子育てのむらへ～**



平成 27 年 3 月

筑北村

## 計画の概要

### 計画策定の背景と趣旨

国では、急速な少子化を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策の推進を図ってきました。しかし、その間も出生数や合計特出生率の減少は止まることはなく、一層の少子・高齢化が進んでいます。子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成 24 年度に、幼稚園、保育園を通じた共有の新たな給付や、認定こども園法の改正等が盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。この法律に基づき、平成 27 年度からは「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることとなります。

少しでも多くの子どもが、この村で生まれ、健やかに育っていくことは、住民全体の願いでもあります。そのため「子育てしやすい環境づくり」を進めることが村での大きな課題となっています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援し、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりの推進を目的に、本計画を策定しました。

### 計画の期間と位置づけ

この計画は、市町村子ども・子育て支援事業計画および次世代育成支援計画です。

計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。なお、この計画期間中であっても、状況の変化等により見直しの必要性が生じた場合は、計画の見直しを行うものとします。

(年度)

平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34
計画策定	筑北村子ども・子育て支援事業計画（本計画）							
					評価・次期計画策定	次期計画（平成 32 年度～）		

### 計画の基本理念

子どもの成長を支える村づくりを加速させるため、村の「子ども支援プロジェクト」と連携し、より良い育ちを支援します。筑北村の豊かな自然や風土といった環境の良さを最大限に活かし、一人ひとりの子どもが健やかに、より良く成長することができる地域社会をめざし、次の理念を定めます。

## 育もう筑北で・健やかな子どもは村の宝

### ～みんなで応援 子育てのむらへ～



## 子ども・子育て支援新制度 平成27年度4月スタート!

子ども・子育て支援新制度とは、子どもが健やかに成長できる社会を目指し、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図るものです。幼児教育・保育施設等へ村から給付をおこない、幼児期の質の高い教育・保育を「個人への給付」として保障します。

1. 「認定こども園」の普及
2. 保育の場を増やし、待機児童減少
3. 子育て支援の量の拡充や質の向上
4. 子どもが減ってきている地域の子育て支援

地域型保育を新設（0歳～2歳対象）

家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育

新制度は、すべての子育て家庭を支援します

地域子育て支援拠点	— 親子交流、子育て相談の場
一時預かり	— 急用、パート就労などに合わせて利用しやすく
病児保育	— 病中病後、体調不良児の保育
利用者支援	— 利用しやすく情報提供・援助・相談
放課後児童クラブ	— 増設と職員・施設・設備の質の向上

新制度利用について くわしくは制度案内パンフレットまたは教育委員会におたずねください。

- ・ 保育所への入所要件緩和 パートタイムやその他の事由も。
- ・ 保育の申請と認定 保育所利用希望の場合は、村に申請して村から認定証交付。
- ・ 保育料のしくみ 原則として、保護者の所得に応じて保育料を定めます。

## 計画事業の提供体制

### 教育・保育提供区域

子ども・子育てをめぐる事業計画について、筑北村全域を一つとし村全体で取り組みます。かつ、地域のニーズに応じた柔軟な対応ができる体制をつくり、支援事業の整備につとめます。

### 認定の区分

新制度では、3つの区分認定に応じて幼稚園や保育所などの施設等の利用先を決定。利用希望の場合に認定を受けます。

認定区分、利用施設

1号認定	満3歳以上、教育を希望	→ 幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上、保育の必要性認定、保育を希望	→ 保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満、保育の必要性認定、保育を希望	→ 保育所、認定こども園 地域型保育

## 計画事業の提供予定

### 教育・保育の提供予定量

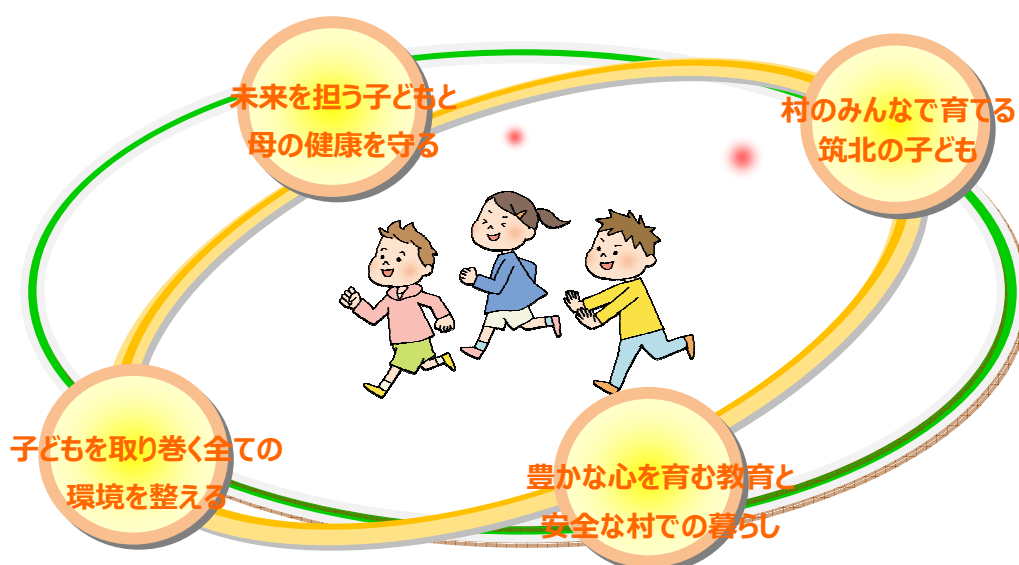
単位：人

認定区分	現状		見込み		
	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
1号認定（幼稚園） （3歳～5歳、教育希望）	0	0	0	0	0
2号認定（3～5歳児 保育園） （3歳～5歳、保育必要・保育希望）	97	94	85	84	79
3号認定（3歳未満児未満児保育） （0歳～2歳、保育必要、保育希望）					

筑北村では、平成26年度現在で待機児童は0人となっており、今後も見込み量に対する確保量は満たしています。

地域型保育事業（小規模保育事業等）については、引き続き保護者のニーズを把握し、必要性について検討していきます。

2号認定（3～5歳児）保育園通園については、引き続き保育料優遇措置を継続します。



## 地域子ども・子育て支援事業の提供予定量

事業名	単位	現状		見込み			
		年間	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
1.延長保育事業（0歳～5歳）	人		50	48	48	45	45
2.放課後児童健全育成事業	人	低学年	53	53	53	51	51
		高学年	41	40	38	40	39
3.子育て短期支援事業（0歳～中学生）	人日		0	0	0	0	0
4.地域子育て支援拠点事業（0歳～5歳）	人回		2,246	2,076	2,008	1,974	1,872
5.一時預かり事業 幼稚園での預かり保育 一時保育	人日		0	0	0	0	0
			629	602	554	545	514
6.病児・病後児保育事業	人日		0	0	117	115	108
7.ファミリー・サポート・センター事業（就学児）	人日		0	0	0	0	0
8.妊婦健診事業	人		19	19	18	17	16
9.乳児家庭全戸訪問事業	人		20	19	19	18	17
10.養育支援訪問事業	人		25	25	25	25	25
11.利用者支援事業	ヶ所		0	0	0	1	1

ほとんどの事業において、見込み量に対して、十分な事業提供を確保できるとみており、ニーズに応じてさらに体制を充実させていきます。

地域に対応する施設にない事業は、近隣市町と協働により、ニーズに対応する体制を構築します。

現状が0人の事業は、ニーズ調査において利用希望がないものですが、今後の保護者ニーズに対応できるように、事業の実施を検討します。

### 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と推進

- 教育・保育の一体的提供を目的とした筑北村子ども支援プロジェクトを軸に、子育て支援サービスの充実を目的とした本計画との連携により支援を推進します。
- 外国語活動などの特色ある教育環境の充実に努め、子どもが自ら学び、考える力を育むカリキュラムを実施します。



# 計画の基本目標と施策の展開

## 基本的な視点

### 親子の健康管理

子どもの健やかな成長のため、各種母子保健事業や医療体制の充実を図ります。また、育児に関する講習会、食育特に離乳食に関する学習機会を実施・推進し、子どもと母の健康を守ります。

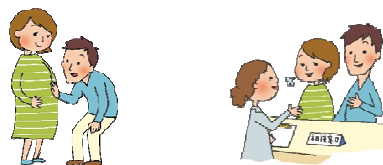
### みんなで子育て

村全体で地域の子どもを育むため、社会資源の整理、担い手の育成、施設の整備を推進します。子育て意識の醸成から、行動へ、それが村全体の活性化につながります。子育て支援を通じた村の人同士の交流促進と、子どもの社会性を育む支援を推進します。

## 基本目標と施策の展開

1

### 未来を担う子どもと母の健康を守る



(1) 安全な妊娠・出産への支援

両親学級、妊娠届出時相談

(2) 育児不安の軽減

子育て相談、乳児訪問指導

(3) 親子の健康支援と医療体制の整備

育児講演会、食に関する学習

2

### 村のみんなで育てる筑北の子ども



(1) 地域社会全体で子育て家庭を支援

子育て相談、子育て支援センターの充実

(2) 経済的な支援の取組

保育料の軽減、各種手当の充実

(3) 男女共同参画による家庭と仕事の両立支援

育児休業の普及

(4) 多様なニーズに合わせた保育サービスの充実

延長保育、保育園開放





## 環境を整える

児童虐待などの防止をはじめとする子どもの見守り活動を推進し、育児についての悩みに対し、専門的なアドバイスを提供できる体制にします。他にも子育て家庭への経済的な負担軽減や児童虐待への対応強化、障がい児に対するの支援に取り組みます。

## 心を育む教育

質の高い教育・保育の総合的な提供を図り、すべての子どもが質の高い幼児期の生活環境を維持できるように取り組みます。また、子どもの成長と発達のための取り組みの他、安全に子育てできる村の環境整備を推進します。

### 3

#### 子どもを取り巻く全ての環境を整える



(1) 子どもの権利を尊重するための意識の醸成

教育相談、青少年健全育成

(2) 児童虐待防止対策の推進

地域連絡員設置、対策協議会

(3) 特別な援助を要する家庭への支援

早期発見、特別支援教育

### 4

#### 豊かな心を育む教育と安全な村での暮らし



(1) 自立を促す多様な体験の機会の提供・支援

スポーツ少年団、自然を活かした体験活動

(2) 思春期の子どもへの内面的支援

思春期保健相談、中高生と乳幼児ふれあい事業

(3) 子どもの生活や教育を支援する環境の整備

公園の充実、図書館の利用促進

(4) 魅力ある学校教育の推進

保・小・中交流事業、サポートノート活用

(5) 安全・安心の確保及び快適な生活環境のための整備

防犯灯設置、チャイルドシート購入補助

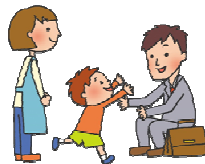
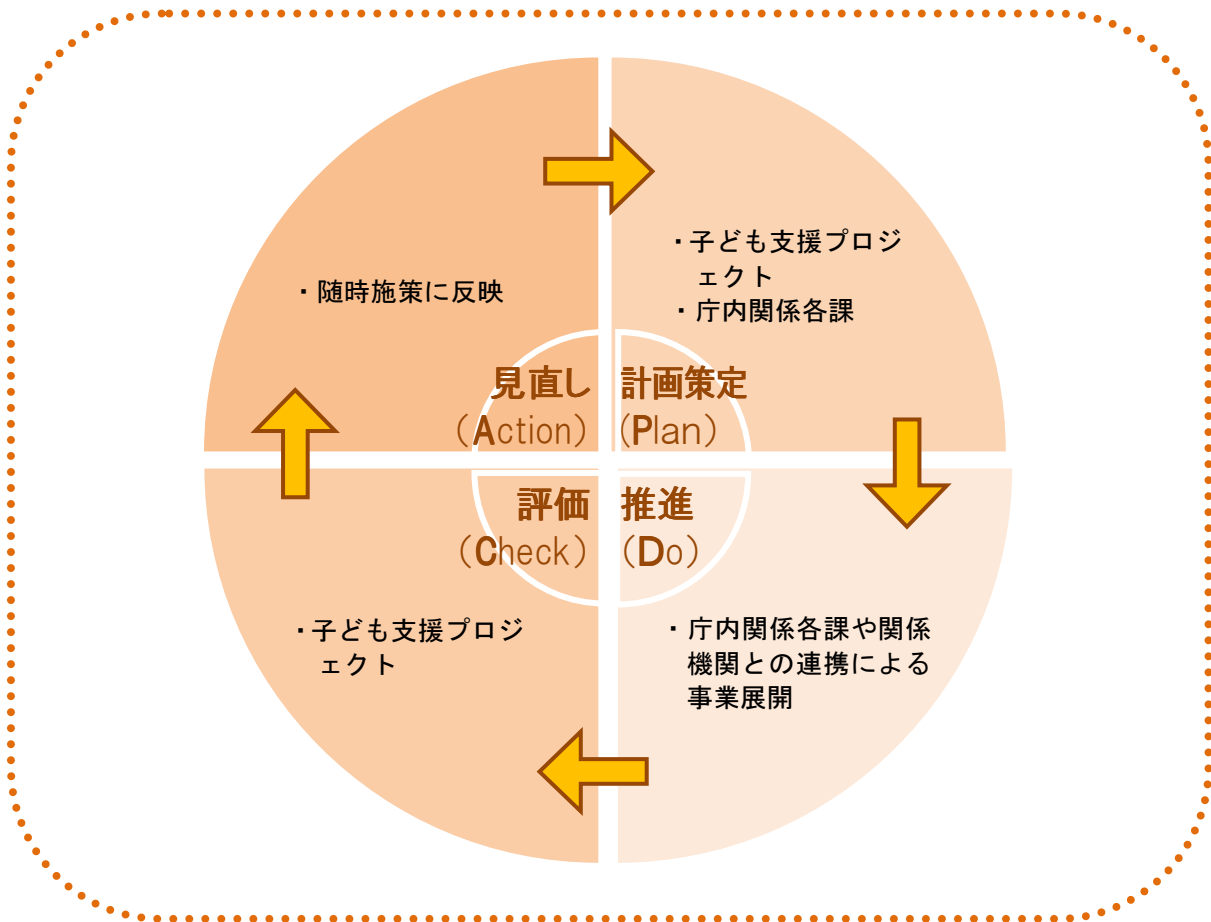


## 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたり、皆様へ広く周知するとともに、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）を推進し、各年度において計画の実施状況を把握し、取組の改善や充実に反映させていきます。

### 推進体制

様々な分野での関わりが必要であり、家庭、保育所、子育て支援センター、児童館、学校、地域子育て支援、企業、その他関係機関・団体等と行政との連携・協働により取り組みます。



### 筑北村 子ども・子育て支援事業計画 【概要版】

発行年月：平成 27 年 3 月 発行：筑北村・筑北村教育委員会  
〒399-7711 長野県東筑摩郡筑北村坂井 5711-1  
TEL：0263-67-1161 FAX：0263-67-2170